

福島県知事・大熊町長・双葉町長の経済産業大臣に対する要望の結果

日時 令和4年8月3日（水）9時40分～

場所 経済産業大臣室

○内堀知事

日頃から、福島県の復興・再生にご尽力を頂いておりましてありがとうございます。

昨日、ALPS処理水希釈放出設備等の新設計画に対し、福島県、大熊町、双葉町それぞれが安全確保協定に基づき、事前了解することを東京電力に回答しました。

一方、ALPS処理水の処分に当たっては、いまだ、新たな風評が生じることへの懸念や海洋放出に反対をする意見など、様々な意見が示されており、県民及び国民の理解が十分に得られているとは言えない状況にあります。

国においては、行動計画に基づき政府一丸となって万全な対策を徹底的に講じ、最後まで責任を全うするよう、次のとおり要望いたします。

まず、要望書1ページの下段であります。

ALPS処理水に係る責任ある対応についてです。

まず、「(1) 関係者に対する説明と理解」、2ページに進んでいただいて、「(2) 浄化処理の確実な実施」、「(3) 正確な情報発信」、「(4) 万全な風評対策と将来に向けた事業者支援」、4ページの「(5) 処理技術の継続的な検討」の5つの項目について、国が前面に立ち、責任を持って取り組むようお願いします。

次に、要望書4ページ中段であります。東京電力への指導についてです。

ALPS処理水希釈放出設備等の新設計画に関して、福島県原子力発電所安全確保技術検討会が、8項目の要求事項を取りまとめました。

この8項目の要求事項について確実に実行し、安全対策に万全を期すよう、強く東京電力を指導してください。

次は要望書6ページの中段であります、「3 廃炉・汚染水対策に関する取組」です。

まず、一つ目は、「(1) 新たに発生する汚染水の更なる低減」についてです。

処理水の放出量を抑制するため、汚染水発生量の更なる低減が重要であることから、フェーシングや凍土遮水壁など重層的な取組を進めるとともに、様々な知見や手法を活用し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組んでください。

二つ目は、「(2) 汚染水処理に伴い発生する二次廃棄物の安全な処理・処分」についてです。

二次廃棄物については、安全な処理・処分に向けた技術的な検討を進め、県外搬出の取組を確実に進めてください。

○大熊町長

大熊町長の吉田です。

萩生田大臣には、当町の復興に御尽力いただきまことにありがとうございます。

原発事故を起こした原子炉4基や、中間貯蔵施設が立地している大熊町では、町の中心部だった地域などを含む特定復興再生拠点区域の避難指示が6月30日に解除され、古里の復興・再生に弾みを付けようとしております。

一方で、原発事故から11年以上が経過した今もなお、風評被害の影響は各方面に根強く残っており、ALPS処理水の処分によって、新たな風評被害が生じることへの懸念の声も耳にいたします。

原発事故の被災地がこれ以上、風評被害で苦しむことの無いよう、国におきましては、新たな風評を発生させないという強い意志の下、万全な風評対策や事業者支援に全力で取り組んでいただきますよう、強く要望いたします。よろしく願いいたします。

○双葉町長

双葉町長の伊澤です。

昨年12月20日に、東京電力ホールディングス株式会社から提出された「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請に係る事前了解について」に対し、当町として周辺地域の安全は確保されたものと判断しましたので、事前了解いたしました。

国においては、ALPS処理水の処分に対して、引き続き、関係者の理解醸成、そして万全な風評被害対策を講じられるようお願いいたします。

また、東京電力へは、ALPS処理水希釈設備や放出施設の安全対策に万全を期するようにご指導をお願いいたします。

一方で、我が双葉町は、今月30日に町内の特定復興再生拠点区域が避難指示解除されます。町民の皆さんが、震災、原発事故から11年以上もの長きに渡る避難生活から、ようやく町への帰還を果たすことができます。

今後、当町内でも町民が実際に生活を始めることから、引き続き、福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉作業が計画的に取組を進めるよう、国から東京電力へ強く指導していただきたい。

○内堀知事

福島県、大熊町、双葉町からの要請は以上であります。よろしく申し上げます。

○萩生田大臣

昨日、ALPS処理水の放出設備の新設に関して、皆様方が事前了解を行い、その直後に駆けつけ、要望いただいていることを重く受け止めたいと思います。

ALPS処理水の処分にあたっては、安全性の確保と風評対策の徹底が大前提です。

今後も原子力規制委員会や IAEA による確認に加え、今回、大熊町・双葉町のご意見も踏まえて福島県から東京電力に示された 8 項目の要求事項の実行が徹底されるよう、国としても東京電力を強く指導し、万全を期してまいりたいと思います。

また、国内外の多くの方々に対し、より一層力を入れて、科学的根拠に基づいた情報をお届けするなど、風評を生じさせない取組を進めてまいります。

さらに、漁業者のみならず、卸・小売業者や消費者など、幅広い方々に理解を頂くため、福島第一原発の視察機会の提供や、モニタリング結果の分かりやすい発信などを実施してまいります。

経産省内においても、常磐サバ、また、福島の農産品等を活用した料理を、毎月、キッチンカーで販売する取組も進めておりますし、本日はこども霞が関見学デーでございまして、親子で各省庁を見学いただいておりますが、経産省では、ご家族の皆さんにこれを販売する予定でございます。

加えて、漁業者の方々が安心して事業継続できるよう、販路開拓の支援やセーフティネットの充実にもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

汚染水対策としては、引き続き、凍土壁、また、サブドレン等の確実な運用や、その他の雨水、止水対策などに取り組んでまいります。汚染水処理に伴う廃棄物については、安全な管理を進めつつ、適切な処分に向けて国も最後まで責任をもって対応したいと思っております。

これまで皆様方が血のにじむ努力を積み重ねて復興の歩みを進めてこられた中で、ALPS 処理水の処分が、皆様の努力をくじくようなことはあってはならないと考えております。

私自身も震災直後に風評払拭の一助となるよう、福島の桃を大量に受け入れて売り歩いた経験がありますが、引き続き、私自身も先頭に立ち、来週、また、再来週続けて県の方にお邪魔をさせていただく予定でございますので、責任をもって対策に取り組んでまいりたいと思っております。